

## ● 日本再生人材育成支援事業 ●

人材育成を行う事業主の皆さまに、訓練費用を助成します！

# 被災地復興建設労働者育成支援奨励金

被災地で建設人材育成をお考えの事業主の皆さまに、労働者の資格取得などにつながる訓練の実施に奨励金を支給します。

### 内容

被災地の復興に必要な建設人材を育成するため、**建設技術・技能の取得に資する訓練**を労働者に受講させた場合に、事業主の方が負担した①②の経費について助成します。

- ① 職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費
- ② 職業訓練（Off-JT）受講に際し事業主が負担した宿泊費

※支給対象訓練については詳しくは、2頁をご覧ください

### 支給額

- ① 事業主が負担した**訓練費用**を、1訓練コースにつき、**対象労働者1人当たり20万円**を上限として支給します。
- ② 事業主が負担した**宿泊費の3分の2**（注）を支給します。  
（注）対象労働者1人当たり1泊5,800円（一部地域は5,200円）かつ年間10万円を上限

※1年度1事業所当たりの**支給限度額は500万円**です

※被災地復興建設労働者育成支援助成金には、**賃金助成はありませんが、他の賃金助成との併給が可能です。**

### 対象事業主

**被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する事業所で対象労働者を雇用する建設事業主**

※対象事業主については詳しくは、2頁をご覧ください



## 訓練対象労働者の要件

- ① 建設業の許可を受けている事業主に雇用されている労働者
- ② 訓練期間を通じて、被災三県で就労する雇用保険被保険者

ただし、建設業法で規定する技術検定の訓練を受講する労働者は、訓練終了後の最初に実施される技術検定を受検しようとする者でなければなりません。

## 支給対象事業主の要件

以下の①～⑥を満たす事業主です。

- ① 被災三県に所在する事業所において対象労働者を雇用する建設事業主。
- ② 当該事業所が雇用保険適用事業所または雇用保険事業所非該当承認を受けた事業所であること。
- ③ 対象労働者に対して、職業訓練計画を作成し、訓練開始前に受給資格認定を受けた事業主。
- ④ 職業能力開発推進者を選任している事業主。
- ⑤ 受給資格認定に係る職業訓練計画に基づき、訓練を実施した事業主。
- ⑥ 支給決定等に必要書類を整備・保管している事業主。

## 対象となる訓練は

対象となる訓練は、以下の①～③を満たすものです。（趣味・教養と区別のつかないものは対象外です）

- ① 事業所外訓練であって、以下ア～オの訓練種別のいずれかに該当するもの。

- (※2)
- ア 建設業法第27条第1項に規定する技術検定に関する訓練（※1）
  - イ 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習（表1に限る）
  - ウ 労働安全衛生法第59条第3項に規定する教育（特別教育）（表2に限る）
  - エ 労働安全衛生法第75条第3項に規定する教習又は同法第76条第1項に規定する技能講習（表3に限る）
  - オ 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に関する訓練（事前講習）（表4に限る）

※1 受講を開始する日において、建設教育訓練助成金（通信教育訓練）の支給の対象となる訓練、または教育訓練給付金の支給の対象となる指定教育訓練が対象となります。具体的な訓練コースは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

※2 登録教習機関で実施されるものに限りません。

- ② 1コースの訓練時間数が10時間以上（通信教育訓練は除く）であること。
- ③ 職業訓練計画について、遅くとも平成24年度末までに受給資格認定申請書を提出し、当該提出日から6カ月以内に訓練を開始するものであること。

# 支給対象経費

○事業主が負担した訓練経費のうち、以下それぞれに定めるものが支給対象経費となります。

①受講に際して必要となる 入学金・受講料・教科書代など	対象外	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定訓練の受講料
②訓練機関における受講に際して必要となる宿泊費	対象外	対象労働者が雇用される事業所の最寄りの駅から宿泊地の最寄りの駅までの距離が往復400km未満である場合

○支給対象となる経費は、支給申請日までに事業主の支払いが終了しているものに限ります。

○対象労働者が立替払いをした分について、全額を本人に返金する等により事業主が負担したことが明らかである場合についても、支給対象となります。

# 職業訓練計画とは

職業訓練計画は、「いつ、どこで、どのような訓練を、何人の労働者に受けさせるか」を記載した計画です。

**助成金を申請する事業所は、訓練開始前に、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります！**

## 職業訓練計画作成のルール

ルール 1	<ul style="list-style-type: none"><li>●平成24年度末までに労働局またはハローワークに提出する必要があります。</li><li>●提出日から6カ月以内に訓練を開始することが必要です。</li></ul>												
ルール 2	<ul style="list-style-type: none"><li>●対象労働者ごとに、職業訓練計画（訓練コース）に記載されている訓練種別の中から受講する訓練を選択します。</li></ul> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">訓練種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア</td><td>建設業法27条第1項に規定する技術検定に関する訓練</td></tr><tr><td>イ</td><td>登録基幹技能者講習 (6号参照)</td></tr><tr><td>ウ</td><td>労働安全法に定める特別教育 (7号参照)</td></tr><tr><td>エ</td><td>労働安全法に定める教習・技能講習 (8～9号参照)</td></tr><tr><td>オ</td><td>建設関連技能検定に関する事前講習 (10号参照)</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none"><li>●対象労働者が受講できる訓練数に制限はありませんが、<b>1コースの訓練時間が10時間以上</b>（通信教育訓練は除く）であることが必要です。</li></ul>	訓練種別		ア	建設業法27条第1項に規定する技術検定に関する訓練	イ	登録基幹技能者講習 (6号参照)	ウ	労働安全法に定める特別教育 (7号参照)	エ	労働安全法に定める教習・技能講習 (8～9号参照)	オ	建設関連技能検定に関する事前講習 (10号参照)
訓練種別													
ア	建設業法27条第1項に規定する技術検定に関する訓練												
イ	登録基幹技能者講習 (6号参照)												
ウ	労働安全法に定める特別教育 (7号参照)												
エ	労働安全法に定める教習・技能講習 (8～9号参照)												
オ	建設関連技能検定に関する事前講習 (10号参照)												

# 受給までの流れ

事業主

## 1. 受給資格認定申請

職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出



労働局

## 2. 認定

労働局またはハローワークで職業訓練計画を認定（不認定）し、事業主に通知



事業主

## 3. 職業訓練計画の開始

平成24年度末までに受給資格認定申請書を提出した上で、当該提出日から6カ月以内に訓練を開始してください。



事業主

## 4. 訓練実施

訓練コースを追加する場合は、追加する訓練コースを開始する前日までに、変更申請書を提出してください。その他、計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。



事業主

## 5. 職業訓練計画の終了

職業訓練計画実施期間内に実際の職業訓練が早く終了した場合は、当該職業訓練の終了した日を職業訓練実施期間の終了した日とみなすことができます。



事業主

## 6. 支給申請

訓練計画終了後2カ月以内に必要書類をそろえて、支給申請してください。

訓練種別のうちアの訓練については、技術検定試験日の翌日から起算して2ヶ月以内となります。

労働局またはハローワークに支給申請



労働局

## 7. 支給決定

中央職業能力開発協会から事業主に支給（不支給）決定通知書を送付。  
支給決定の場合、決定額を振り込み

# 必要となる書類

## 1. 受給資格認定申請手続きに必要な書類

- ①被災地復興建設労働者育成支援奨励金受給資格認定申請書(様式第5-1号)
- ②被災地復興建設労働者育成支援奨励金職業訓練計画(訓練コース)(様式第5-2号)
- ③雇用保険適用事業所設置届(写)又は雇用保険事業所非該当承認を受けたことを証明する書類(写)
- ④建設業許可番号が記載された書類
- ⑤登記事項証明書、定款、会社案内、事業報告(計画)書等建設事業を行っている事業主であることを証明する書類

## 2. 支給申請手続きに必要な書類

- ①被災地復興建設労働者育成支援奨励金支給申請書(様式第5-6号)
- ②被災地復興建設労働者育成支援奨励金申請額内訳(様式第5-7号)
- ③事業所ごとに作成している労働者名簿、賃金台帳等の被災三県において就労する者であることを証明する書類の写し。ただし、これらの書類を作成する義務のない、規模が小さく組織的関連ないし事務能力を勘案して一の事業という程度の独立性のない事業所にあつては、就労状況申立書(様式5-8号)
- ④受給資格認定通知書(写)
- ⑤訓練機関が発行する訓練を修了したことを証明する書類(写)
- ⑥Off-JTの実施内容等を確認するための書類(実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等の分かる書類(事前に対象者に配布したもの等)や実施日ごとの科目時間数がわかるカリキュラム、受講申込書等)
- ⑦訓練種別のうちアの訓練(3頁参照)にあつては、技術検定試験を受検しようとすることを証明する書類(受検票(写)等)
- ⑧受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代等を支払ったことを確認するための書類(領収書又は振込通知書(写)、受講料の案内(一般的に配布されているもの)、請求内訳書(領収書の金額が講習案内等と異なるとき又は領収書等で内訳が確認できないとき))
- ⑨宿泊費を支払ったことを確認するための書類(宿泊申込書(施設名、住所、連絡先、宿泊日、宿泊者、1泊あたりの単価がわかるもの)、宿泊の案内(一般的に配布されているもの)、領収書又は振込通知書(写))
- ⑩対象労働者が立て替え払いをしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが確認できる書類

※必要に応じて、その他の書類の提出または提示を求めることがありますので、ご協力をお願いします。

表1 各専門工事業団体における登録基幹技能者講習実施状況

No.	資格名称	職種	団体名
1	登録圧接基幹技能者	鉄筋	全国圧接業協同組合連合会
2	登録橋梁基幹技能者	橋梁架設	(社)日本橋梁建設協会
3	登録PC工事基幹技能者	PC橋梁架設	プレストレスト・コンクリート工事業協会
4	登録電気工事基幹技能者	電気工事	(社)日本電設工業協会
5	登録造園基幹技能者	造園	(社)日本造園建設業協会 (社)日本造園組合連合会
6	登録機械土工基幹技能者	土工・コンクリート	(社)日本機械土工協会
7	登録建築板金基幹技能者	板金	(社)日本建築板金協会
8	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	(社)全国鉄筋工事業協会
9	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	サッシ・カーテンウォール	(社)日本サッシ協会 (社)カーテンウォール・防火開口部協会
10	登録外壁仕上基幹技能者	外壁仕上工事	日本外壁仕上業協同組合連合会
11	登録型枠基幹技能者	型枠大工	(社)日本建設大工工事業協会
12	登録内装仕上工事基幹技能者	内装	(社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
13	登録配管基幹技能者	管工事	(社)日本空調衛生工事業協会 (社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
14	登録トンネル基幹技能者	トンネル工事	(社)日本トンネル専門工事業協会
15	登録コンクリート圧送基幹技能者	コンクリート圧送工事	(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	(社)日本建設躯体工事業団体連合会 (社)日本鳶工業連合会
17	登録左官基幹技能者	左官	(社)日本左官業組合連合会
18	登録建設塗装基幹技能者	塗装	(社)日本塗装工業会
19	登録ダクト基幹技能者	ダクト工事	(社)日本空調衛生工事業協会 (社)全国ダクト工業団体連合会
20	登録防水基幹技能者	防水工事	(社)全国防水工事業協会
21	登録エクステリア基幹技能者	建築ブロック・エクステリア工事	(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会
22	登録海上起重基幹技能者	土工・しゅんせつ	(社)日本海上起重技術協会
23	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	ダイヤモンド工事業協同組合
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事	(社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土木	(社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事	(社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	運動施設工事	(社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工	全国基礎工業協同組合連合会協同組合 (社)日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック	(社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(道路標識)とび・土工 (路面標示)塗装	(社)全国道路標識・標示業協会

表2

## 労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
“ (低圧)	7	7
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)の運転	7	6
“ (基礎工事用) “	7	6
“ (解体用) “	6	6
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	○ 5	○ 4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	○ 6	○ 3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 デリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	○ 5	○ 4
第19号 玉掛け	○ 5	○ 4
第20号 ゴンドラ操作	○ 5	○ 4
第20号の2 作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気または気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第38号 ①除染等業務(下段②を除く)	○ 4	○ 1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	○ 3.5	○ 1
③特定線量下業務	○ 2.5	

注) ○印を付した特別教育は、合計時間が10時間以上になるように時間の変更を行わなければ助成の対象とはならないこと。

表3

## 労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
3 移動式クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)		
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	
6 ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	13	
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	13	
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13	
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
〃	10	6
〃	13	6
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
〃	10	6
〃	10	7
〃	13	6
28 ガス溶接技能講習	8	5
31 車両系建設機械 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整地・運搬 ・積込用 及び掘削用</span> 運転技能講習	13	25
〃	9	25
〃	13	5
〃	9	5
〃	5	5
〃	○ 4	○ 2



表3

## 労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	11	24
〃	○ 4	○ 4
〃	7	4
〃	11	4
〃	7	24
〃	○ 2	○ 1
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
〃	○ 4	○ 5
〃	6	15
〃	7	15
〃	10	15
〃	14	15
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	11	24
〃	7	4
〃	11	4
〃	7	24
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	11	6
〃	6	6
〃	8	6
36 玉掛け技能講習	12	7
〃	9	6
〃	12	6
〃	11	5
〃	11	4

注) ○印を付した教習及び技能講習は、合計時間が10時間以上になるよう時間の変更を行わなければ助成の対象とはならないこと。

# 表4

## 建設関連技能検定職種一覧

番号	検定職種	番号	検定職種
1	造園	○22	浴槽設備施工
2	さく井	○23	厨房設備施工
3	鉄工	24	型枠施工
4	建築板金	25	鉄筋施工
5	建設機械整備	26	防水施工
6	冷凍空調和機器施工	○27	樹脂接着剤注入施工
7	建具製作	28	内装仕上げ施工
8	石材施工	29	スレート施工
9	建築大工	30	カーテンウォール施工
○10	枠組壁建築	31	熱絶縁施工
11	かわらぶき	32	サッシ施工
12	とび	○33	バルコニー施工
13	左官	34	ガラス施工
○14	れんが積み	35	ウェルポイント施工
15	築炉	36	建築図面製作
16	ブロック建築	37	表装
○17	エーエルシーパネル施工	38	塗装
○18	コンクリート積みブロック施工	○39	路面標示施工
19	タイル張り	40	コンクリート圧送施工
20	畳製作	41	自動ドア施工
21	配管		

注) ○印を付した技能検定職種は、単一等級の技能検定職種を表す。

# 注意事項

## ①～⑤のいずれかに該当する事業主は 助成金を受給できません!

- ① 奨励金の支給に係る事業所において、受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を**事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をした事業主**
- ② 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業に係る助成金等に係る**不正受給を行った事業主**
- ③ 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度の**労働保険料を納入していない事業主**（支給決定の日までに納入を行った事業主を除く。）
- ④ 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に**労働関係法令の違反を行った事業主**
- ⑤ 奨励金の支給に係る事業所において、**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接客業務受託営業を行っている事業主**

- この奨励金は、職業訓練計画終了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書などの内容によっては、審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 同一の事由により、他の助成金等の支給を受けた場合は、当該支給事由によっては、当該訓練コースに対して本奨励金を支給しないものとします。ただし、本奨励金については、他の賃金助成との併給は可能です。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、または受けようとした場合、奨励金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給した奨励金は、全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。また、関係書類については、5年間保管してください。